

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月12日

【四半期会計期間】 第7期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村 俊昭

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橋高 公久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橋高 公久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第6期 第3四半期 連結累計期間		第7期 第3四半期 連結累計期間		第6期	
		自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年4月1日 平成24年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成24年3月31日
売上高	(百万円)		864,039		888,318		1,186,731
経常利益	(百万円)		505,718		517,138		767,038
四半期(当期)純利益	(百万円)		115,856		137,297		194,000
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		99,582		180,262		240,669
純資産額	(百万円)		2,174,089		2,502,482		2,314,193
総資産額	(百万円)		2,899,862		3,306,838		3,066,397
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		31,733.72		37,606.59		53,137.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		71.2		70.5		71.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				174,876		320,691
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				279,400		280,864
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)				39,529		29,294
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)				182,440		249,233

回次		第6期 第3四半期 連結会計期間		第7期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年10月1日 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)		11,356.13		7,098.36

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり四半期(当期)純利益算出の際には、期中平均発行済株式数に含めております。
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

（アジア・オセアニア関連）

非連結子会社の連結子会社化：INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd（連結子会社）

（米州関連）

非連結子会社の連結子会社化：INPEX Gas British Columbia Ltd.（連結子会社）

（日本関連）

当社完全連結子会社であった帝石プロパンガス株式会社は、平成24年7月1日付で東京ガスエネルギー株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。また、本合併後の東京ガスエネルギー株式会社への当社の持株比率は33.4%となり、同社を持分法適用関連会社としております。

この結果、平成24年12月31日現在では、当社グループの連結子会社は58社、持分法適用関連会社は14社となっております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて重要な変更があった項目は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。また、以下の内容について、当事業年度の第2四半期報告書に記載した内容から変更はありません。

(以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものであります。)

1 石油・天然ガス開発事業の特徴及びリスクについて

(6)災害・事故等のリスク

石油・天然ガス開発事業には、探鉱、開発、生産、輸送等の各段階において操業上の事故や災害等が発生するリスクがあります。このような事故や災害等が生じた場合には、保険により損失補填される場合を除き設備の損傷によるコストが生じ、更には、人命にかかわる重大な事故又は災害等となる危険性があり、その復旧に要する費用負担や操業が停止することによる機会損失等が生じることがあります。国内天然ガス事業においては、平成22年1月以降、従来からの国産天然ガスの生産に加えて、一部海外からの輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しておりますが、輸入LNG気化ガスの購入先である都市ガス事業者等における事故、トラブルなどにより輸入LNG気化ガスの調達ができない場合には、当社顧客への供給に支障をきたすなど、当社の国内天然ガス事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、環境問題に関しては、土壌汚染、大気汚染及び水質・海洋汚染等が想定されます。当社グループでは、「環境安全方針」を定め、当該国における環境関連法規、規則及び基準等を遵守することは勿論のこと、自主的な基準を設け環境に対して十分な配慮を払いつつ作業を遂行しておりますが、何らかの要因により環境に対して影響を及ぼすような作業上の事故や災害等が生じた場合には、その復旧等のための対応若しくは必要な費用負担が発生し、又は、操業停止による損失等が生じることがあります。さらに、当該国における環境関連法規、規則及び基準等（新エネルギー・再生可能エネルギー等の支援策を含む。）が将来的に変更や強化された場合には、当社グループにとって追加的な対応策を講じる必要やそのための費用負担が発生する可能性があります。

当社グループは、作業を実施するにあたっては、損害保険を付保することとしておりますが、いずれの場合も、当該事故・災害等が当社グループの故意又は過失に起因する場合には、費用負担の発生により業績に悪影響を及ぼす可能性があり、また、行政処分や当社グループの石油・天然ガス開発会社としての信頼性や評判が損なわれることによって、将来の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

平成23年11月、当社の持分法適用関連会社であるインペックス北カンポス沖石油株式会社（出資比率37.5%）の子会社であるFrade Japão Petrleo Limitada（以下、「FJPL社」といいます。）が約18.3%の権益を保有するフラージ鉱区近傍の海上において油膜が広がっていることが確認されました。同鉱区のプロジェクトのオペレーターであるChevron Brasil Upstream Frade Ltda.（以下、「シェブロン社」といいます。）によれば、同社を中心に緊急対応プランの適用により、発見から4日間で原因となった坑井のコントロールを行い、その坑井の廃坑（井戸にセメントを充満し井戸を封

じる作業)に成功しており、その後も油のしみ出し状況のモニタリングを続けておりますが、油のしみ出しはその封じ込め作業も功を奏してほぼ収束しており、油の海岸への漂着や海中生物への影響は確認されていないとのことです。

さらにシェブロン社は平成24年3月に、平成23年11月の油のしみ出しとは別の場所からの小規模な新たな油のしみ出しを確認したため、すぐに油漏れを封じる措置を講じており、シェブロン社によれば平成24年3月に確認された油のしみ出しによる油の漏洩量は約1バレルに過ぎないとのことです。またシェブロン社及びFJPL社を含むパートナー各社は、地域一帯における地質的特性を確認し原因究明のための包括的な技術的スタディーを行う間の予防的措置としてフラージ鉱区の生産を一時停止する申請を行い、平成24年3月16日より生産を停止しております。

平成23年11月及び平成24年3月の油のしみ出しに関連して、それぞれブラジル当局などからオペレーターのシェブロン社などに対し損害賠償、操業の停止等を求める複数の訴訟提起その他通知等が行われており、最終的な結果がどうなるかは不明であるものの、そのうち一部についてはブラジル当局との間で具体的な解決に向けた調整が進んでおります。他方引き続き係争中のものの1つとしてブラジル連邦検察当局から、シェブロン社などに対し平成23年11月及び平成24年3月の事故についてそれぞれ200億レアル(約8,000億円、1レアル 40円。)の損害賠償を求める訴訟が提起されておりますが、シェブロン社はこれらの損害賠償の請求には根拠が認められないという趣旨の見解を公表しております。FJPL社を含む当社グループはこれらのいずれの訴訟等についても直接の当事者とはなっておりませんが、これらの訴訟等の結果としてシェブロン社が賠償金、和解金その他の金銭的負担をすることになった場合には、フラージ鉱区における共同操業協定に基づきFJPL社が権益保有分の負担を求められる可能性があります。また、ブラジル連邦検察当局が提起した操業の停止の訴えについては裁判所において訴えの一部が認められており、引き続き係争中ではありますが、かかる訴えが最終的に認められた場合や係争が長期化する場合には、長期間の操業の停止による損失等が発生する可能性があります。現時点で当該事故についての関係者間の責任の範囲は明らかになっておらず当社グループ業績への最終的な影響額は現時点では未確定です。なお、今回の事故に関連して、FJPL社を含む当社グループを直接の当事者とする訴訟は本書提出日現在確認しておりませんが、今後、ブラジル政府機関や私人その他から当社グループに対して民事上、刑事上又は行政上の手続を含む法的手続がとられた場合には、当社グループに損失が生じたり、当社グループのブラジルにおける事業活動等が影響を受けたりする可能性があります。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等として下記を追加しております。

契約会社名	相手先	契約内容	契約期間
Teikoku Oil (North America) Co., Ltd. (連結子会社)	アメリカ合衆国連邦海洋工 ネルギー管理局ほか6社	アメリカ合衆国メキシコ湾 キースリー・キャニオン 874/875/918/919鉱区に跨る ルシウス油田における操業権 益	平成23年6月1日から

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、春先から夏場にかけては震災の復興需要等を背景に緩やかな回復基調となったものの、夏場以降は世界景気の減速を背景として回復に足踏みがみられ、さらに年末にかけて景気は弱い動きとなっております。しかし、昨年12月の政権交代を契機とした円安傾向による輸出企業の収益改善の見通しなど、今後の景気回復に向け、一部に明るい兆しも見え始めました。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格は、ブレント原油(国際的な原油指標。)期近物の終値ベースで125.43米ドルから始まり、世界的な原油在庫の増加や欧州の債務危機懸念の高まりなどを受け弱含み、4月中は120米ドル前後で推移しました。5月に入ると、フランスやギリシャの選挙結果を受けて債務不安が再燃したことから下落を始め、その後も対ユーロでのドル高・株安の進展や米国の原油在庫が22年ぶりの高水準となったことに加え、欧米や中国における経済指標の悪化を受けて下げが加速し、6月21日には一昨年10月以来の安値である89.23米ドルまで下落しました。しかしながら、6月末にEU首脳会議において債務危機への具体策が決定されたことを受けて上昇傾向に転じ、イラン情勢の緊迫化やノルウェーの石油労働者のストライキ、さらにはEUによるイラン原油の禁輸や北海での原油生産の落ち込みを受け、8月16日には116.90米ドルまで値を上げた後、9月半ばまでは115米ドルを挟んでの展開となりました。その後、米国の戦略石油備蓄の放出観測や中国の景気低迷を背景に下落に転じ、9月19日には108.19米ドルまで急落したものの、欧州債務危機の対応が前進するとの期待から値を戻し、さらにシリア、トルコ間の地政学的リスクの高まりにより10月15日には115.80米ドルまで上昇しましたが、世界的な景気低迷を背景として石油需要が伸び悩むとの観測から、11月2日には105.68米ドルまで下落しました。11月以降は中東情勢の緊迫化で一時的に上昇に転じたものの、米国の「財政の崖」を巡る与野党間の協議に対する不透明感もあり、110米ドル前後で推移し、結局111.11米ドルで当期を終えました。なお、当第3四半期連結累計期間の原油の当社グループ販売平均価格は、109.75米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当第3四半期連結累計期間は1米ドル83円近辺で始まり、年度前半は、米国の景気回復に減速感が見られ、欧州ではソブリンや金融機関に関する不安が高まる中、円は対米ドルで堅調に推移し、9月中旬には77円台前半まで円高が進行しました。しかし、年末にかけては、本邦の衆議院選挙に前後して、新政権の政策に対する期待感が高まったことや日本銀行が一段の金融緩和に踏み込む可能性が意識されたことなどから円売りドル買いが活発となり、円は対米ドルで急激に値を下げる展開となりました。結果、期末公示仲値(TTM)は前期末から4円44銭円安の86円58銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前期に比べ、0円90銭円安の1米ドル80円00銭となりました。

当第3四半期連結累計期間は原油の販売数量が増加したことに加え、期中平均為替レートが円安に推移したことにより、売上高は前年同期比242億円、2.8%増の8,883億円となりました。このうち原油売上高は前年同期比539億円、10.3%増の5,771億円、天然ガス売上高は前年同期比298億円、9.4%減の2,877億円となり

ました。当第3四半期連結累計期間の販売数量は、原油が前年同期比6,366千バレル、10.8%増加の65,388千バレルとなりました。天然ガスは、前年同期比42,600百万立方フィート、15.4%減少の233,295百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは、前年同期比43,438百万立方フィート、18.8%減少の187,573百万立方フィートとなり、国内天然ガスは、前年同期比22百万立方メートル、1.9%増加の1,225百万立方メートル、立方フィート換算では45,722百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり109.75米ドルとなり、前年同期比1.58米ドル、1.4%の下落となりました。海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり13.60米ドルとなり、前年同期比0.06米ドル、0.4%の上昇となりました。また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり46円92銭となり、前年同期比3円13銭、7.1%の上昇となっております。

売上高の増加額242億円を要因別に分析しますと、販売数量の増加により128億円の増収要因、販売単価の上昇により22億円の増収要因、為替は売上の平均為替レートが円安になったことにより89億円の増収要因、その他の売上高は1億円の増収要因となりました。

一方、売上原価は、主にキタン油田における減価償却費の増加やADMA鉦区における売上増に伴うロイヤリティの増加等により、前年同期比183億円、6.2%増の3,122億円となりました。探鉦費は主に米州の探鉦活動が減少したことにより、前年同期比22億円、21.2%減の83億円となりました。販売費及び一般管理費は前年同期比29億円、5.7%増の551億円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比52億円、1.0%増の5,125億円となりました。

営業外収益は、権益譲渡益及び投資有価証券売却益の増加により、前年同期比182億円、79.2%増の414億円となりました。営業外費用は為替差損の増加により、前年同期比120億円、48.9%増の368億円となりました。この結果、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は前年同期比114億円、2.3%増の5,171億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比172億円、4.6%増の3,913億円、法人税等調整額は142億円となり、少数株主損益調整前四半期純利益は前年同期比148億円、11.8%増の1,400億円となりました。少数株主利益は27億円となり、以上の結果、四半期純利益は前年同期比214億円、18.5%増の1,372億円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

日本

天然ガスの販売数量の増加及び販売価格の上昇により、売上高は前年同期比44億円、5.7%増の832億円となり、営業利益は前年同期比41億円、34.6%増の161億円となりました。

アジア・オセアニア

油価が下落したものの、原油の販売数量の増加及びガス価高並びに為替が円安に推移したことにより、売上高は前年同期比89億円、2.5%増の3,645億円となり、営業利益は減価償却費の増加等により前年同期比9億円、0.4%減の2,152億円となりました。

ユーラシア(欧州・NIS諸国)

為替は円安に推移したものの、油価の下落及び販売数量が減少したことにより、売上高は前年同期比25億円、4.1%減の592億円となり、営業利益は前年同期比66億円、19.5%減の275億円となりました。

中東・アフリカ

油価は下落したものの、販売数量の増加及び為替が円安に推移したことにより、売上高は前年同期比136億円、3.8%増の3,777億円、営業利益は前年同期比63億円、2.5%増の2,653億円となりました。

米州

販売数量の減少により、売上高は前年同期比3億円、8.6%減の35億円となりましたが、探鉱費の減少により、営業損失は前年同期比16億円、26.5%減の45億円となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は3兆3,068億円となり、前連結会計年度末の3兆663億円と比較して2,404億円の増加となりました。資産増加の主な内訳は、流動資産が2,077億円増加したほか、有形固定資産並びに無形固定資産が増加したことにより固定資産が327億円増加したことによります。

一方、負債は8,043億円で、前連結会計年度末の7,522億円と比較して521億円の増加となりました。このうち流動負債は3,743億円で、前連結会計年度末比64億円の増加、固定負債は4,300億円で、前連結会計年度末比456億円の増加となりました。

純資産は2兆5,024億円となり、前連結会計年度末比1,882億円の増加となりました。このうち、少数株主持分は1,721億円で、前連結会計年度末比372億円の増加となりました。

(3)連結キャッシュフローの状況

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、期首の2,492億円から当第3四半期中に減少した資金667億円を差し引いた1,824億円となりました。

当第3四半期連結累計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1,748億円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益を計上した一方で、法人税等を支払ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、2,794億円となりました。これは主に、有価証券の売却及び償還による収入があったものの、権益取得による支出及び有形固定資産の取得による支出等が上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、395億円となりました。これは主に、少数株主からの払込みによるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンスおよび高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

財産の有効な活用および不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動および供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、投機的な買収や外資による経営支配等の可能性を排除するため、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。その内容は、取締役の選解任、重要な資産の全部または一部の処分等、当社の目的および当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更、統合、資本金の額の減少、解散、に際し、一定の要件を充たす場合に甲種類株主総会を開催し、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める議決権行使のガイドラインに則り、議決権を行使できるものとしております。

当該ガイドラインでは、上記およびに係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記の当社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記、当社の目的に係る定款変更、およびに係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記)の重要な資産の全部または一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。

上記 の取り組みについての取締役会の判断

上記 の取り組みは、中長期的に安定した収益力の確保と持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記 の基本方針に沿うものであります。

また、上記 の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定めるガイドラインに則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置であり、会社役員の地位の維持や株主の皆様の共同の利益を損なうことを目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は95百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
甲種類株式	1
計	9,000,001

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,655,809	3,655,809	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。内容の詳細は(注)1をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。内容の詳細は(注)2及び3をご参照下さい。
計	3,655,810	3,655,810		

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

2 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

2 剰余金の配当および中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当と同額にて行われる。

3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。

4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株主による種類株主総会の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

- (1) 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任または解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任または解任
- (2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合
- (3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当社が議決権を行使しようとする場合

- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)

当社の目的

当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与

- (5) 当社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合、ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
合併において当社が存続会社となる場合、ただし、合併完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。

株式交換において当社が完全親会社となる場合、ただし、株式交換完了時点において当社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。

株式移転において新設持株会社を設立する場合、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合、ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。

- (6) 当社の株主への金銭の払い戻しを伴う当社の資本金の額の減少を行おうとする場合
(7) 当社が株主総会決議により解散をする場合
(8) 100分の20要件に関するみなし規定

取締役の選任または解任

取締役の選任または解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。

甲種類株主は、取締役の選任または解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において取締役を選任または解任する旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当社株主総会決議時点において充足されなかったものとみなす。

合併、株式交換、株式移転

当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件および株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換または株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。

甲種類株主は、当社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において当社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当社株主総会決議の時点において充足されなかったものとみなす。

5 甲種類株式の取得請求権および取得条項に関する定め

- (1) 甲種類株主は、いつでも、当社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当社が甲種類株式を取得することを請求することができる。
(2) 当社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類

株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。

- (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。

他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者

他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者

イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)

ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であって、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者

他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者

- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。

- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合

子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

二 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。

ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

(4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称していう。

単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者

単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者

に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であって当会社の株式を保有している者

単一の株主の配偶者の子会社または関連会社(単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者

に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社(に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者

(5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。

(6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。

(7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等を行い、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。

(8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合または直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口あたりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割および事業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割または事業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合、当該処分により当会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。

- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む、金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（に該当する者を除く。）投資一任契約（金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株式に投資をするのに必要な権限を有する者

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

(注) 2の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません。(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。)

当会社定款においては、(注) 2の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当会社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

5 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年12月31日		3,655,810		290,809		1,023,802

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1		甲種類株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記2に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,916		株式としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,650,893	3,650,893	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	3,655,810		
総株主の議決権		3,650,893	

(注) 1 単元株制度を採用していないため、単元未満株式はありません。

2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石株式 会社	東京都港区赤坂五丁目3 番1号	4,916		4,916	0.13
計		4,916		4,916	0.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	275,903	288,281
受取手形及び売掛金	119,459	138,889
有価証券	399,382	337,277
たな卸資産	11,977	16,758
その他	114,992	348,664
貸倒引当金	13,013	13,439
流動資産合計	908,702	1,116,431
固定資産		
有形固定資産	383,697	526,919
無形固定資産		
のれん	94,601	89,531
その他	138,716	274,676
無形固定資産合計	233,317	364,207
投資その他の資産		
投資有価証券	886,222	695,712
生産物回収勘定	568,318	576,095
その他	193,806	140,218
貸倒引当金	715	745
生産物回収勘定引当金	100,671	106,357
探鉱投資引当金	6,280	5,644
投資その他の資産合計	1,540,679	1,299,280
固定資産合計	2,157,695	2,190,407
資産合計	3,066,397	3,306,838
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,228	40,590
短期借入金	4,801	6,671
未払法人税等	139,144	152,719
探鉱事業引当金	5,551	10,572
役員賞与引当金	128	96
資産除去債務	3,337	3,830
その他	184,651	159,851
流動負債合計	367,843	374,332
固定負債		
長期借入金	313,972	358,102
退職給付引当金	6,340	6,296
特別修繕引当金	367	298
資産除去債務	9,804	11,783
その他	53,875	53,542
固定負債合計	384,361	430,023
負債合計	752,204	804,355

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	290,809	290,809
資本剰余金	679,287	679,287
利益剰余金	1,219,526	1,329,442
自己株式	5,248	5,248
株主資本合計	2,184,375	2,294,291
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,952	10,724
繰延ヘッジ損益	4,118	15,179
為替換算調整勘定	16,195	10,144
その他の包括利益累計額合計	5,124	36,047
少数株主持分	134,941	172,143
純資産合計	2,314,193	2,502,482
負債純資産合計	3,066,397	3,306,838

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	864,039	888,318
売上原価	293,937	312,270
売上総利益	570,102	576,047
探鉱費	10,548	8,313
販売費及び一般管理費	52,225	55,181
営業利益	507,328	512,552
営業外収益		
受取利息	3,143	5,093
受取配当金	3,066	2,771
投資有価証券売却益	47	5,196
持分法による投資利益	5,600	1,624
持分変動利益	6,685	-
権益譲渡益	-	22,397
その他	4,565	4,319
営業外収益合計	23,108	41,402
営業外費用		
支払利息	876	1,015
生産物回収勘定引当金繰入額	10,725	9,071
探鉱事業引当金繰入額	779	4,645
為替差損	2,618	17,774
その他	9,718	4,310
営業外費用合計	24,718	36,816
経常利益	505,718	517,138
税金等調整前四半期純利益	505,718	517,138
法人税、住民税及び事業税	374,115	391,339
法人税等調整額	6,333	14,280
法人税等合計	380,449	377,059
少数株主損益調整前四半期純利益	125,269	140,079
少数株主利益	9,413	2,781
四半期純利益	115,856	137,297

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	125,269	140,079
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9,738	3,780
繰延ヘッジ損益	-	11,060
為替換算調整勘定	14,339	25,480
持分法適用会社に対する持分相当額	1,608	138
その他の包括利益合計	25,687	40,183
四半期包括利益	99,582	180,262
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	90,370	178,469
少数株主に係る四半期包括利益	9,211	1,792

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	-	517,138
減価償却費	-	41,026
のれん償却額	-	5,070
生産物回収勘定引当金の増減額(は減少)	-	10,198
探鉱事業引当金の増減額(は減少)	-	5,062
退職給付引当金の増減額(は減少)	-	7
その他の引当金の増減額(は減少)	-	647
受取利息及び受取配当金	-	7,865
支払利息	-	1,015
為替差損益(は益)	-	17,855
持分法による投資損益(は益)	-	1,624
権益譲渡益	-	22,397
投資有価証券売却損益(は益)	-	5,196
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	-	39,222
生産物回収勘定(非資本支出)の増加額	-	14,051
売上債権の増減額(は増加)	-	19,663
たな卸資産の増減額(は増加)	-	4,820
仕入債務の増減額(は減少)	-	10,509
その他	-	18,628
小計	-	553,506
利息及び配当金の受取額	-	11,922
利息の支払額	-	753
法人税等の支払額	-	389,799
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	174,876
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	115,687
定期預金の払戻による収入	-	106,417
長期性預金の払戻による収入	-	5,000
有形固定資産の取得による支出	-	139,704
有形固定資産の売却による収入	-	101
無形固定資産の取得による支出	-	3,654
有価証券の取得による支出	-	17,709
有価証券の売却及び償還による収入	-	242,874
投資有価証券の取得による支出	-	51,877
投資有価証券の売却及び償還による収入	-	38,553
生産物回収勘定(資本支出)の支出	-	60,647
短期貸付金の増減額(は増加)	-	799
長期貸付けによる支出	-	136,158
長期貸付金の回収による収入	-	88
権益取得による支出	-	169,131
権益譲渡による収入	-	17,114
その他	-	4,222
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	279,400

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	2,672
長期借入れによる収入	-	31,697
長期借入金の返済による支出	-	2,810
少数株主からの払込みによる収入	-	39,348
配当金の支払額	-	27,392
少数株主への配当金の支払額	-	3,939
その他	-	45
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	39,529
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	1,380
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	66,374
現金及び現金同等物の期首残高	-	249,233
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	439
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	858
現金及び現金同等物の四半期末残高	-	182,440

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より新規に連結の範囲に含めることとした会社は1社であり、その内訳は以下のとおりであります。

第1四半期連結会計期間に重要性が増したことにより新規に連結の範囲に含めた会社
INPEX Oil & Gas Australia Pty Ltd

第2四半期連結会計期間より新規に連結の範囲に含めることとした会社は1社であり、その内訳は以下のとおりであります。

第2四半期連結会計期間に重要性が増したことにより新規に連結の範囲に含めた会社
INPEX Gas British Columbia Ltd.

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

下記の会社の銀行借入等に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)	
	百万円		百万円
Tangguh Trustee	14,510	Ichthys LNG Pty Ltd	22,926
Ichthys LNG Pty Ltd	5,190	Tangguh Trustee	14,244
Fujian Tranche	5,143	Fujian Tranche	5,049
サハリン石油ガス開発(株)	3,866	サハリン石油ガス開発(株)	3,014
インベックス北カンボス沖石油(株)	2,151	インベックス北カンボス沖石油(株)	2,041
従業員(住宅資金借入)	212	従業員(住宅資金借入)	164
合計	31,074	合計	47,441

MI Berau B.V.及びMIベラウジャパン(株)を通じて参画するタンゲーLNGプロジェクトの開発資金借入

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金	- 百万円	288,281百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	- 百万円	114,913百万円
有価証券(MMF等)	- 百万円	472百万円
有価証券(譲渡性預金)	- 百万円	8,600百万円
現金及び現金同等物	- 百万円	182,440百万円

2 前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、前第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む)、のれんの償却額及び生産物回収勘定(資本支出)の回収額は、次のとおりであります。

減価償却費	35,570百万円
のれんの償却額	5,070百万円
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	41,136百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,952	3,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	10,952	3,000	平成23年9月30日	平成23年12月1日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,000	平成23年9月30日	平成23年12月1日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
 該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,603	4,000	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	甲種類株式	利益剰余金	0	4,000	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	12,778	3,500	平成24年9月30日	平成24年12月3日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,500	平成24年9月30日	平成24年12月3日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
 該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	78,794	355,578	61,714	364,110	3,840	864,039	-	864,039
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	78,794	355,578	61,714	364,110	3,840	864,039	-	864,039
セグメント利益又は損失 ()	12,010	216,176	34,266	258,993	6,178	515,268	7,940	507,328

(注) 1 セグメント利益の調整額 7,940百万円は、セグメント間取引消去171百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 8,111百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	83,288	364,513	59,211	377,792	3,511	888,318	-	888,318
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	83,288	364,513	59,211	377,792	3,511	888,318	-	888,318
セグメント利益又は損失 ()	16,169	215,269	27,589	265,386	4,539	519,875	7,323	512,552

(注) 1 セグメント利益の調整額 7,323百万円は、セグメント間取引消去169百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 7,492百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益 (算定上の基礎)	31,733円72銭	37,606円59銭
四半期純利益(百万円)	115,856	137,297
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	115,856	137,297
期中平均株式数(株)	3,650,894	3,650,894
普通株式	3,650,893	3,650,893
普通株式と同等の株式：甲種類株式	1	1

(注) 1 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成24年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 配当金の総額.....12,778百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....3,500円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年12月3日

(注) 平成24年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

国際石油開発帝石株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅村 一彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。